

河合町まちづくり基本条例検討審議会 議事録（要旨）

委員会の名称	第9回 河合町まちづくり基本条例検討審議会
開催日時	令和4年10月20日（木）10：00～
開催場所	河合町役場3階 第6会議室
出席委員の氏名及び人数	中川幾郎会長、清水裕子副会長、佐伯誠紀委員、大西孝幸委員、常盤繁範委員、山本孝典委員、岡本幹男委員、前田昌宏委員、岡宏委員、尾上光子委員、山川裕子委員、西野あすか委員、大久保太郎委員、高桑次郎委員 計14名
欠席委員	1名：安田彩子委員
出席職員等の職・氏名又は人数	<p>&lt;事務局&gt;            企画部長 森嶋雅也、政策調整課長 岡田健太郎、福井敏夫</p> <p>&lt;運営支援&gt;            特定非営利活動法人NPO政策研究所：直田春夫、田中逸郎、谷内博史</p>
公開・非公開の別傍聴	<p>・公開（第1回審議会で決定）</p> <p>・傍聴者1名</p>
議題、協議事項	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 案件説明及び審議            パブリックコメント、タウンミーティング等における意見とその対応について</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>
<b>会議の記録（要旨）</b>	
議事／発言者等	発言内容等
1. 開会(事務局)	<p>○ 開会</p> <p>○ 出席委員の報告：1名欠席（安田委員）</p> <p>○ 設置条例に基づき、本日の審議会が成立していることを報告</p>
2. 会長挨拶	<p>○ お手元の資料のとおり、住民の皆さんの様々なご意見が出てまいりました。私たちがこれまで取り組んできた検討内容とすり合わせを行い、条例内容を固めていきたいと思えます。</p> <p>○ 先般、奈良県主催による、県内でまちづくり基本条例策定などの取り組みを進めている基礎自治体を集めた会合があり、河合町からも参加しておられました。近隣では、広陵町、吉野町、宇陀市など、奈良市や生駒市なども参加。住民自治の充実により地方自治を高めていこうという動きを、県が支援していく取り組みが始まったということです。ご参考までの情報提供です。</p>

### 3. 案件説明及び審議

会長	○ 事務局から資料の説明をお願いします。
事務局	○ 資料説明 ・追加資料3：意見提出の日程・件数の報告 ・資料1：全議員説明会・パブリックコメントで提出された意見一覧表と対応事務局案 ・追加資料1：タウンミーティングの概要 ・追加資料2：タウンミーティングでの意見と対応事務局案
会長	○ 事務局からの説明に関し、順次ご意見を伺います。
委員	○ 全部で200項目ほど点検・協議事項がある。事務局作業大変だったと思いますが、もう少し早く資料提供できなかったのか。
事務局	○ 資料送付が遅くなったのは、取りまとめに時間を要したものです。申し訳ありませんでした。
委員	○ 「資料1・1」ですが、条例の名称については「住民自治基本条例」としてはどうか。
委員	○ 住民自治の進展がポイントとなるので、自治を名称に入れるべき。
委員	○ 私たちの条例という趣旨から、「まちづくり基本条例」の方がいい。
委員	○ 住民には、ひらがなの「まちづくり基本条例」の方がなじみやすい。
会長	○ 行政学から言うと、地方自治は団体自治と住民自治の両輪で構成されています。ですから、住民自治条例とすると、団体自治については書かなくていいということにならないか。したがって、名称に入れるなら「自治基本条例」とするのが適切だと思います。住民自治も団体自治も入れた河合町の総合条例ということですので。
委員	○ 会長のご意見はもっともで、議会や行政による団体自治の規定もあるが、目指すべきポイントは私たちが取組むまちづくり・住民自治にあると思う。
委員	○ 「まちづくり自治基本条例」としてはどうか。

会長	○ みなさんいかがでしょうか。
委員	○ 少し長いのでは…やはり、まちづくり基本条例としてはどうか。
委員	○ 「まちづくり自治基本条例」とするのは、河合町らしくオリジナルな表現でいいのではないか。
委員	○ 条文や逐条解説では「まちづくり」と「自治」が同じような頻度で使われている。
会長	○ 副会長が調べていただいたところ、佐賀市や大分市等全国にも「まちづくり自治基本条例」としている自治体もある。先例はあるということですね。「みんなでまちづくり自治基本条例」というものもある、長いですが。 ○ それでは、皆さんのご意見も踏まえ、名称は「河合町まちづくり自治基本条例」でいかがでしょうか。事務局もよろしいでしょうか。(全員賛成) ○ 引き続き、資料1をもとに、町民からのご意見への応答について審議会としての意見まとめていきましょう。
委員	○ 「資料1・4」ですが、参加参画・協働について、基本原則を踏まえたいうえでの第14条ということ「町の考え方」のところできちんと記述すべきだと思う。 ○ 「資料1・8」の「町の考え方」ですが、「これまでの…やり方から、町民による自主的な行動を基本とし」とあるのは、丸投げのイメージが想起される恐れがある。「これまでの…やり方に加えて…」としてはどうか。 ○ 「資料1・9」でのご意見の趣旨は、町でこうした事柄についての情報提供をしておくべきということだと思う。
事務局	○ 「資料1・9」では問いへの回答をさせていただいたものです。これらは、生涯学習セクションで学んでいただくことになろうかと思えます。
委員	○ 「資料1・9」のご意見は条例で書くことではないので、事務局原案どおりの回答でいいと思う。
委員(意見等が多いので、まとめて発表)	○ 「資料1・11」ですが、事務局案のとおり、修正すべきだと思う。 ○ 「資料1・13」ですが、10月から始まっているスポーツ施設の、(他自治体との)相互利用について、将来的にどうしていくのか、実証事件であればこの記述でいいが、町として今後スポーツ施設の利用についての見解を教えてほしい。 ○ 「資料1・20」ですが、意見を反映するかどうか審議会に問われていま

	<p>すが、原文のまま「子育てができる」がいいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「資料1・23」ですが、強い義務規定の方がいいと思う。</li> <li>○ 「資料1・28」ですが、事務局案の通り、「参加、参画と協働のまちづくり」に改める方がいいと思う。</li> <li>○ 「資料1・35」ですが、事務局案では「別に定める」とありますが、将来「まちづくり協議会」が決める場合も想定した方がいいと思う。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご指摘が多いので、いったんここで事務局の見解をお願いします。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「資料1・13」ですが、公共施設の相互利用については、現在、実証実験中ですので、その結果も踏まえて判断してまいります。</li> <li>○ 「資料1・20」ですが、「子育て・子育ち」については審議会で判断をお願いします。</li> <li>○ 「資料1・23」ですが、強い義務規定か弱い義務規定ということですが…</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決意の表し方が違うだけで、効力は変わりません。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ということなら、2項・3項についてはこのままでいかせていただきたいと思いますが、最終的には審議会でご判断いただきます。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の委員のご意見も聞きましょう。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ページごとに事務局の見解を聞き、そこで各委員の見解を聞きましょう。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「資料1・28」ですが、事務局案のとおりだと思います。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「資料1・12」ですが、逐条解説の附記ですから、条文に「町に利害が有するもの」とあるので、このままでいいのでは。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ではみなさん、附記についてはカットしましょう。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「資料1・20」ですが、委員のご意見のとおり、あえて「子育て・子育ち」としなくても真意はわかるので原案どおりでいいと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ その通りだと思う。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ では、原案どおり「子育て」でいきましょう。</li> <li>○ その後のページについてご意見を伺います。</li> </ul>

委員	○ その前に、「資料1・35」の確認ですが、協議会については別に定めるということに関して、事務局の今後の進め方や見解についてお尋ねします。
事務局	○ まちづくり協議会に関しては、今後町長が別に定めるということです。
会長	○ まちづくり協議会をつくるということはこの条例で謳うわけですから、これについて必要なことは今後規則で定めるということですね。
委員	○ 「資料1・37」ですが、この条例の施行日までには「別に定める」内容を確定しておくべきだと思いますが、事務局の見解は。
事務局	○ まちづくり協議会をつくろうとする地域では、それぞれ様々な課題があり、いろんなプロセスやパターンがありますので、希望する地域で検討することから始めるものだと思います。「資料1・36」のとおり、協議会の内容については地域での取組みをもとに議論を深めていきたいと思っています。
委員	○ わかっておりますが、後手に回らないようにするためにも、今からでも検討・準備を進めておくべきだと申し上げている次第です。
事務局	○ まちづくり協議会は行政主導でつくるものではありませんので、まずは啓発から始めていく所存です。
会長	○ 委員のご意見は、今すぐ同時に規則をつくれということではなく、今から準備を始めておくべきだと理解しました。着手すべきだということですね。
委員	○ ロードマップをつくり明らかにすべき、ということですね。その進捗状況はいかがでしょうか。
事務局	○ 現在は、まず基本条例をつくりまして、その後必要な条例等の検討・点検を行っていきます。しかるべき時期には、ロードマップをお示ししたいと考えております。
会長	○ では、先に進めていきます。ご意見をどうぞ。
委員	○ 「資料1・40」ですが、案の2「選挙で直接選ばれた」に変更すべきだと思う。それで充分真意は伝わるのでは。
委員	○ 議会基本条例で「信託」という言葉が使われた特別な理由があるのでは

	<p>うか。あるなら「信託」「負託」とすべきでしょうが、そうでないなら、また、この先行条例との整合が取れるのなら、案の2でいいと思う。(他委員1名も同様の見解)。</p>
<p>会長</p>	<p>○ 議会基本条例を尊重して、原案は「信託」としていると思われませんが、齟齬がないということなので、住民にわかりやすい「選挙で直接選ばれた」という表現にしましょう(全員賛成)。</p>
<p>委員</p>	<p>○ 「資料1・42」に関連してですが、こうした二元代表制とは独立した形で、まちづくり協議会に住民のオンブズマン的な役割として部会を設けて監視機能を持たせるといったことは可能なのか、事例はあるのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>○ まちづくり協議会は住民自治活動であり、行政・議会の監視機関ではありませんので、そのような機能を有することはありません。</p>
<p>委員</p>	<p>○ 「資料1・50」ですが、事務局原案のとおり、あえて修正する必要はない、残すべきだと思う。</p> <p>○ 「資料1・51」ですが、3項を「努めなければなりません」ではなく、強い義務規定とすべきではないか。</p>
<p>会長</p>	<p>○ 事務局、いかがでしょうか。中長期的な財政収支見込みは義務規定ではないということだと理解しますが。</p>
<p>事務局</p>	<p>○ 第2項の予算・決算については、別の条例で義務規定としておりますので、そのまま義務規定に。第3項についてはそのような規定はありませんので「努めなければなりません」としたものです。</p>
<p>委員</p>	<p>○ 現に、議会にも合わせて出している。つまり、セットで出すべきもの。広報誌等でも情報提供されている。それならば、義務規定としてはどうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>○ 収支見通しについては、いろんな機会に公表させていただいている。「努めなければなりません」のままだも、今後とも公表してまいります。義務規定とするかどうかは、審議会でご判断いただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>○ それでは提案いたします。「しなければならない」という強い義務規定、弱い義務規定として「するものとする」、そして原案の「努めなければなりません」の3点について、皆さんで採決してはどうか。</p>

会長	○ 財政状況の公表については、財政状況の公表に関する条例で義務付けされていますが、中長期見通しについては義務規定ではない。最近ようやく見通しの判断を出せる力をつけてきているというのが自治体の現状です。どういたしましょうか。 (挙手採決により、原案の「努めなければなりません」に決定)
委員	○ 「資料1・53」ですが、以前にも会長からも定期的に公開する制度を設けるべきというご見解がありましたが、こうした公開制度の条例化の検討は現在どうなっているのか。
事務局	○ いただいたご意見等については、担当課から対応・回答させていただいております。
会長	○ 委員のご質問は、苦情・要望・陳情などの意見を類型整理して情報公開する仕組み・制度はあるのかということです。
事務局	○ 現時点ではありません。
委員	○ 町民に公開するとなれば、意見を寄せた人の承諾を得て公開する必要があるのでは。
会長	○ 趣旨は、個人情報に関わることの公開ではなくて、苦情・要望・陳情などの件数とか中身を類型整理して出していくということです。公平委員会などに出されている意見等も整理されて出しているので可能では。しかるべき整理をやっていただければと思います。
委員	○ この件に関しては、生駒市の条例が参考になる。応答義務や広聴対応についての記述がある。基本条例は現在のところこのままでいいが、広聴機能の充実に向けて、今後検討すべきだと思う。
委員	○ 「資料1・52」に戻りますが、意見に対する回答としてはこのままでいいと思う。ただ、現要綱を条例にするかどうかは行政の判断としているところに関し、当審議会は検討・意見する権能はあるのかどうか。
事務局	○ 現在のところ、要綱のままでいきたい。今後、条例等の検討も必要となれば考えてまいります。
会長	○ 委員のご質問の趣旨は、要綱や規則だと、団体自治の内部意思となることへの懸念があると思う。法令順守は当然だが、それを内部規律のままでいい

	<p>のか。議会も関わって議決する条例とすべきではないか。それについて、行政の判断とする、ということに引っかけられておられる。最低でも規則、できれば条例というのが望ましいのでは思う。とは言え、要綱すらない自治体も多いなか、条例にするというのはハードルが高いかもしれません。となると、「行政の判断になります」とするのではなく、「条例施行後の検討課題とさせていただきます」としてはどうか。</p>
委員	<p>○ 規則としてやっていく、運営していく中で、今後条例を検討していくということがいいと思う。</p>
委員	<p>○ 公正性を保つ、職員を守るという観点からも、要綱では弱いということをお願いしておきます。</p> <p>○ 「資料1・57」ですが、第3項の事務局案は「努めるものとします」とあるが、1, 2項の「努めなければなりません」と同様にすべきではないか。</p>
事務局	<p>○ 審議会のご意見通りで問題はありません。</p>
会長	<p>○ では「努めなければなりません」としましょう。</p>
委員	<p>○ 「資料1・59」についての確認ですが、意見要旨のところには「議員発議が採択された」とありますが、そうではなくて「求める決議文について採択」したものです。意見者の認識について誤解がないか、確認したい。</p>
事務局	<p>○ 当日の発言をそのまま掲載しているということです。</p>
委員	<p>○ 「資料1・65」の「対等な立場」を入れるという事務局案ですが、入れるべきではないと思う。文末が強い義務規定となっており、考えすぎかもしれないが、将来的には広域連携する際に制限がかかってしまう恐れがないとはいえない。</p>
事務局	<p>○ 国・地方自治体が対等な立場でという地方分権の原則を踏まえたものです。広域連携については様々な形が考えられますが、やはり原則は対等な立場だと思います。</p>
委員	<p>○ 河合町が実際に(北葛)4町の広域連携を進める際に、たとえば中心は王寺町となるという関係を勘案すると、制限がかかってしまわないかという懸念です。</p>
事務局	<p>○ 対等・平等な関係のもとで、というのが原則だと思います。そのうえで、</p>

	<p>それぞれ持っている資源や条件は違うことを踏まえて協議していくことになろうかと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>○ 意見等への考え方で示されている事務局案は、改正地方自治法施行以降、国や都道府県との関係において「対等」であるという大原則を強調している。同じ市町村同士の関係については、対等を原則としつつ、利害得失等を勘案して協力関係をつくるということですので、懸念する必要はないと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>○ 了解です。 ○ 「資料1・81・82」ですが、意見趣旨は条例施行までの間に引き続き情報公開と周知に努めてほしいということですが、9月23日にやりましたという回答はいかがなものか。コロナ等でできなかったこともあるので、今後も周知活動や意見交換をしていくという計画を立てるべきだと思いますが、現状の考え方は。</p>
<p>事務局</p>	<p>○ ロードマップのようなものは現在出しておりませんが、引き続き取組む所存ですし、条例施行後も予算を確保して取組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>○ わかりました。委員としても、「参考資料1（策定工程図）」にあるとおり、今後とも町民に周知していく、理解を深めていく役割があると思う。みなさん、いかがでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>○ タウンミーティング、ワークショップ、広報等様々な方法で周知理解を深めていく必要がありますね。やりましょう。</p>
<p>委員</p>	<p>○ いかに住民の理解を深めていくかが、条例議決後の取組みにおいても重要となってくるので必要なことだと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>○ そろそろ予算策定期期ですが、そういった取組みのための予算を確保されるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>○ その予定ですが、現時点では決まっていることではありませんのでお示しできないということです。決まればお示ししてまいります。</p>
<p>委員</p>	<p>○ 事務局の回答は、(タウンミーティングを) 9月23日にやったからもういいと捉えられかねない。最低でも3回はやらないといけないと思うが、予算等々の兼ね合いもあるでしょうし、人件費もかかる。もっと軽装備にし</p>

	<p>て回数を増やせば。いずれにしろ、回答の仕方を変えるべき。</p>
委員	<p>○ 回答の仕方はもったいない。コロナで予定していたミーティングができなかったということにもふれてはどうか。あわせて、今後ロードマップも示すということも書き加えてはどうか。</p>
委員	<p>○ 「資料1・最終ページ」ですが、事務局案のとおり、審議会の検討・回答事項ではないが、事務局でしっかり回答・対応していただき、その情報を公開してほしい。</p>
事務局	<p>○ 図書館についての要望・提案については、現在担当課で対応しておりまして、公開についても担当課の方で検討してまいります。</p>
会長	<p>○ 以上で、資料1についての検討は終わったということによろしいでしょうか。(全員了承)</p> <p>○ それでは「追加資料2 (タウンミーティング意見)」について、コメント等をお願いします。</p>
委員	<p>○ 「103」に対する返答から思うことですが、条例がトップダウン型の従来方式になりかねないので、これからも周知と意見交換にしっかり取り組むということを重ねてお願いしたい。</p>
委員	<p>○ 「104」で、河合町らしさや生涯学習について書かれているが、町民の定義について「町に関心のある人」と定義したことも、河合町として選択した河合町らしさだと思うので、その点についても書き添えてほしい。</p>
委員	<p>○ 「109」ですが、条例はやりたいという理念を謳っているということはおわかりますが、実際に少し具体化に向けて動き始めている、努力しているということは示すべきではないか。</p>
事務局	<p>○ 確かに理念的な条文でして、現時点でそういった要望は出ておりませんが、将来こうした仕組みは必要だということで設けています。今後、実際につくろうという地域が出てまいりましたら、町全体として改めて検討してまいりたいと考えております。</p>
会長	<p>○ 他にご意見が無いようですので、追加資料2についての議論は終わります。</p> <p>○ それでは最後に、それぞれ言い残したことがあれば、順次コメントをお願いします。</p>

委員	○ 事務局ご苦勞様でした。審議会は、令和5年度はどうなっていくのか。
事務局	○ 令和5年度の取組みについては未定ですが、条例の検討が終わり運用の段階に入っていきますので、必要な審議会を立ち上げてまいりたいと考えておりまして、必要と思われる委員の移行や選定をお願いする運びとなりますが、現時点では未定です。時期がまいりましたら、ご報告やご依頼等を行う予定です。
委員	○ これからも安全・安心なまちづくりに取組んでいただきたい。
委員	○ 在住40年になるが、ニュータウンができ活性化してきた時期から、現在は年齢層も上がり停滞気味。こうした時期に、条例検討の審議会に入り勉強になりました。ありがとうございました。
委員	○ 審議会での事務局、各委員のご尽力に感謝します。
委員	○ 前回のタウンミーティングには参加できなかったが、これだけのご意見が出たということに感心しています。今後とも、こうした機会を設けていくことは大切だと思います。
委員	○ いい条例ができたと思う。今日の資料づくりも大変だったと思う。事務局に感謝します。条例ができたというのはスタートライン、今後どう運用していくかが大切なのでよろしく。住民も一緒になって取り組んでいきたい。
委員	○ 資料作成をはじめ大変な作業、事務局ご苦勞様でした。ありがとうございます。この条例がどのように周知され活かされていくかが重要ですが、ITの活用が不十分で、紙ベースが中心の現状を変えていかないと情報周知が進まないのではないかと。行政の仕事のやり方の改革も含め、しっかりと取り組んでいただきたい。
委員	○ 資料作成等、事務局ありがとうございました。昨年までPTA会長をしておりまして、子どもが減ってきていることを実感しています。給食のことなど子どもたちから聞きますが、どうも評判が良くない。お金がないからと子どもが思ってしまうちは良くない。転出する人も多い。河合町に住んでいていいなあと思えるまちづくりが大切。企業誘致なども含め、活性化に取り組んでいただきたい。
委員	○ 勉強になりましたが、まちづくり協議会がうまくいくかどうかはわから

委員	<p>ない。早く具体的に示して、特に若い人たちにアピールしていかないといけない。協議会にアレルギーを持たれないよう、他自治体の取り組みなども示しながらしっかり広報し、具体的な成果を出していただきたい。</p> <p>○ 老人クラブ代表ということで前会長から途中で替わり、委員として出席してきたが、いくら良い条例ができたとしても絵に描いた餅にならないか、心配。大阪のために琵琶湖の水を勝手には使わない・決めないという作法や不文律の取組みが重要なように、明文化された条文だけではうまくいかない。河合町がよくなるように、これからも力を合わせて取り組んでいくことをお願いしたい。</p>
委員	<p>○ 実際に運用していくに際し、河合町が変わるという思いを持って、私も含めてですが、みんな理解を深める努力をしていただきたい。</p>
副会長	<p>○ みなさんのご努力によってここまで来ましたが、先行して制定した広陵町では、この時期委員の皆さんが所属されている組織に、委員自らが職員を呼んで説明会をされていた。こうした取組みにより、制定と共にまちづくり協議会がつくられてきた。もし必要であれば、私もアンケート等協力できますし、皆さんもそれぞれが呼びかけをしていく段階にあると思うので、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>○ 皆さん、ご協力ありがとうございました。これでまとまってまいりましたが、その中で、まちづくり協議会とは何か、ある種ご懸念が出ておりました。皆さんのご理解を深めるためにも、別途資料を提供いただけますか。この協議会とは、概ね小学校区程度の領域でつくる住民自治協議体として、近隣では広陵町や生駒市、奈良市などで発足しています。奈良市では36小学校中8校区でしたか、できています。こうした近隣自治体の取組み情報なども含め、資料提供をお願いします。今審議会事務局のお手伝いをしているNPO政策研究所はこうしたことにも取り組んでいますので、協力いただければと思います。</p> <p>○ この条例の周知・理解ですが、住民にとって役場と議会がもっと身近になる効果があると説明してはどうか。憲法や地方自治法は膨大な条文があるので、住民に周知を求めるには無理があるが、この条例で概要がわかる、理解が進むということです。</p> <p>○ 同時に、自治立法という条例ですから、絵に描いた餅ではなく、規範です、裁判にも影響・効力が発生します。条例というのは、法律に違反しない範囲で、法律で定めていない細やかな自治体の取り決めも含まれた、重い行政規範・裁判規範です。このことも踏まえておいてください。</p> <p>○ なお、町民の規定については広く柔らかな範囲の表現としておりますが、</p>

事務局	<p>外国人住民に参政権を与えるものではありません。法律の範囲を超えて参政権を付与することはできません。住民投票に参加することができるとした場合であっても、その効力はいわば世論調査の範囲の効力となります。自治基本条例・まちづくり基本条例が在日外国人に参政権を与えるものと揶揄・攻撃する動きもありましたが、全くの言いがかり・誤解です。自治強化の取組みに水を差すこうした動きにはまどわされないように。しかしながら、長期在留外国人も住民税を払っている住民です。このことを忘れてはなりませんね。内外人平等という観点から、日本人が外国で暮らしている場合に参政権を付与している国があれば、逆に日本においてもその国から来て住んでいる外国人には参政権を付与すべきという意見もあります。相互互惠関係の平等性を保障するという観点からです。こうした議論もあることも踏まえ、乱暴な意見には気を付けながら、共に暮らす住民としての関係づくりが大切です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ それでは、これで本日の案件審議を終了します。ご苦労様でした。</li> <li>○ 長時間、ありがとうございました。</li> </ul>
4. その他	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本日の審議結果をもとに事務局で必要な修正を行い、最終答申に向けた条例案その他の資料作成を行い、次回審議会までに事前送付いたします。</li> <li>○ 連絡事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回（第10回審議会）開催：11月7日（月）10時～最終答申案の審議</li> </ul> </li> </ul>
5. 閉会	
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご苦労様でした。審議会を終了します。</li> </ul>